

令和 7 年 4 月 1 日
宝達志水町監査委員

令和 7 年度監査基本計画

1 基本方針

本町においては、「第 4 次宝達志水町行財政改革大綱」に基づき、行財政改革に取り組んでいるが、厳しい財政状況等を背景に、その進捗状況に対して町民から向けられる視線は厳しいものがある。また、「令和 6 年能登半島地震」の復旧・復興にあたって、町民からは安全安心な生活基盤の整備が望まれている。町は、改革や各事業に取り組むとともに、町民に対して適切に説明をし、その取り組み状況を分かりやすく示すなど、町民の理解と信頼を得ることが重要である。

こうした中、監査の実施にあたっては、事務事業の全般については法令等に則し、事業の執行においては公平公正、正確性はもとより、緊急性、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査・審査を行うこととする。

また、違法や不正の指摘にとらわれることなく、指導に重点を置いた監査に努めるものとする。

2 実施監査種別及び方針

(1) 財務監査

ア 定期監査

町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し正確で、最小の経費で最大の効果をあげているかどうかには十分留意するとともに、その組織及び運営の合理化に努めているかについて実施する。

イ 随時（臨時）監査

定期監査のほか、必要があると認められるときは、いつでも定期監査の方法に基づき監査を実施する。

(2) 行政監査

必要があると認める事務の執行について、法令に適合し正確で、最小の経費で最大の効果をあげているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて実施する。

(3) 財政援助団体等監査

財政援助等に係る事業が、適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、

また、団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼に実施する。

実施にあたっては、特に町の事務事業と密接な関係を有する出資団体について、その事業全体にわたり、多角的な観点から検討を加える。

(4) 例月出納検査

各会計の現金の出納について、毎月の計数を確認するとともに、検査当月の現金保管状況を検査する。あわせて、資金の運用状況等財政収支の動態を主として計数面より把握し、各種監査に効率的な執行に活用する。

(5) 決算審査

一般会計、特別会計及び事業会計について、各会計の決算及び関係書類の数値が関係法令等に則り適正かつ正確に執行されているか、事業が効率的・効果的に執行され成果があがっているか、また、会計の健全性が図られているか、などを中心に審査を実施する。

(6) 基金運用状況審査

町が運用する各種基金について、計数の確認を行うとともに、それら基金が目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかどうかを検証する。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合しかつ正確であるかどうかを検証、審査する。

3 執行上の留意点

町政の公正かつ効率的な運営を担保する監査の機能をなお一層発揮するため、次の点に十分留意する。

(1) 監査の実施にあたっては、事業の内容、過去の監査結果等を総合的に検討するとともに、監査の着眼点等を的確に把握するなどして、監査対象事業に即した事前準備の充実を図る。

(2) 報告書の作成にあたっては、町民が内容を十分理解できるように、平易、簡素な文書表現に十分留意するとともに、指摘の理由、根拠及び不経済支出などの金額、期間等を明確に示すように努める。

4 各種監査実施予定日

監査の種類	実 施 期 間
令和 7 年度定期監査	令和 7 年 10 月 14 日（火）～21 日（火） ※10 月 27 日（月）予備日
令和 7 年度財政援助団体等監査	令和 7 年 10 月 14 日（火）～21 日（火） ※10 月 27 日（月）予備日
令和 6 年度各会計決算審査	
○企業会計	令和 7 年 6 月 25 日（水）
○一般会計及び特別会計	令和 7 年 7 月 25 日（金）、28 日（月）、 29 日（火）、30 日（水） ※7 月 31 日（木）予備日
令和 6 年度基金運用状況審査	令和 7 年 7 月 25 日（金）、28 日（月）、 29 日（火）、30 日（水） ※7 月 31 日（木）予備日
令和 7 年度例月出納検査	各会計 毎月 25 日
	令和 7 年 4 月 28 日（月） 5 月 26 日（月） 6 月 25 日（水） 7 月 25 日（金） 8 月 25 日（月） 9 月 25 日（木） 10 月 27 日（月） 11 月 25 日（火） 12 月 25 日（木） 令和 8 年 1 月 26 日（月） 2 月 25 日（水） 3 月 25 日（水）

5 各種監査実施計画

監査基本計画に基づく実施計画の策定にあたっては、令和 6 年度各会計決算審査実施計画及び基金運用状況審査実施計画は、令和 7 年 7 月上旬までに、また、令和 7 年度定期監査実施計画及び財政援助団体等監査実施計画は、令和 7 年 9 月下旬までに策定するものとする。